

経営内容

貸借対照表

資産の部		(単位：百万円)	
科 目	令和2年度	令和3年度	
現金	941	1,048	信金中金などに預けたお金
預 け 金	12,324	12,798	
買入金銭債権	500	783	
有 価 証 券	54,158	55,089	国債などに投資した金額
国 債	14,885	11,291	
地 方 債	6,889	7,113	
社 債	16,344	15,793	
株 式	315	396	
その他の証券	15,722	20,493	個人や法人のお客様に融資したお金
貸 出 金	36,810	38,056	
割 引 手 形	271	212	
手 形 貸 付	627	834	
証 書 貸 付	34,691	35,906	
当 座 貸 越	1,220	1,103	
そ の 他 資 産	577	600	貸出金や有価証券の未収利息など
未 決 済 為 替	10	10	
信 金 中 金 出 資	439	439	
未 収 収 益	121	117	
そ の 他 の 資 産	6	32	
有 形 固 定 資 産	902	871	
建 物	397	385	
土 地	359	359	
リ ー ス 資 産	21	17	
その他の有形固定資産	124	108	
無 形 固 定 資 産	8	8	
ソ フ ト ウ ェ ア	8	8	
その他の無形固定資産	0	0	
繰 延 税 金 資 産	25	8	保証した債務に対する求償権
債 務 保 証 見 返	395	389	
貸 倒 引 当 金	△ 372	△ 317	将来予想される貸倒に備えるための引当金
(うち個別貸倒引当金)	(△ 304)	(△ 255)	
資 産 の 部 合 計	106,272	109,336	

負債の部		(単位：百万円)	
科 目	令和2年度	令和3年度	
預 金 積 金	98,412	101,397	預けていたお金
当 座 預 金	782	713	
普 通 預 金	42,189	44,901	
貯 蓄 預 金	42	40	
通 知 預 金	33	64	
定 期 預 金	51,723	52,169	
定 期 積 金	2,147	2,097	
そ の 他 の 預 金	1,494	1,410	
借 用 金	47	41	
借 入 金	47	41	
そ の 他 負 債	146	100	預金積金の未払利息など
未 決 済 為 替	17	15	
未 払 費 用	25	26	
給 付 補 填 備 金	0	0	
未 払 法 人 税 等	52	11	期末での未納法人税・住民税等の見積額
前 受 収 益	4	4	
払 戻 未 済 金	2	1	
払 戻 未 済 持 分	0	1	
職 員 預 り 債 務	9	9	
リ ー ス 債 務	21	17	
資 産 除 去 債 務	7	7	
そ の 他 の 負 債	5	3	
賞 与 引 当 金	45	42	
退 職 給 付 引 当 金	254	249	
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	69	28	
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	1	
偶 発 損 失 引 当 金	11	2	
債 務 保 証	395	389	
負 債 の 部 合 計	99,384	102,252	

純資産の部		(単位：百万円)	
科 目	令和2年度	令和3年度	
出 資 金	314	314	
普 通 出 資 金	314	314	
利 益 剰 余 金	6,252	6,463	
利 益 準 備 金	332	332	
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,919	6,130	
特 別 積 立 金	5,750	5,890	
(うち経営強化積立金)	(90)	(120)	
当 期 未 処 分 剰 余 金	169	240	
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0	
会 員 勘 定 合 計	6,566	6,777	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	321	306	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	321	306	
純 資 産 の 部 合 計	6,887	7,084	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	106,272	109,336	

●監査法人による外部監査について

当金庫の財務諸表については、信用金庫法第38条の2第3項に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受け、適正である旨の監査報告書を受領しております。

〔謄本〕 令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月21日 広島みどり信用金庫

理事長 小林 明宗

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,400,787	1,368,309
資金運用収益	1,234,559	1,251,959
貸出金利息	584,440	593,769
預け金利息	10,885	9,576
有価証券利息配当金	626,794	634,558
その他の受入利息	12,439	14,054
役務取引等収益	107,012	93,536
受入為替手数料	55,210	45,263
その他の役務収益	51,802	48,273
その他業務収益	39,119	22,810
外国為替売買益	74	54
国債等債券売却益	11,845	18,194
国債等債券償還益	-	1,145
その他の業務収益	27,200	3,415
その他経常収益	20,095	2
償却債権取立益	12	-
株式等売却益	20,079	-
その他の経常収益	4	2
経常費用	1,166,480	1,089,765
資金調達費用	22,576	21,356
預金利息	20,879	19,796
給付補填備金繰入額	747	713
借入金利息	905	799
その他の支払利息	44	46
役務取引等費用	85,517	82,317
支払為替手数料	19,204	14,920
その他の役務費用	66,313	67,397
その他業務費用	74,409	19,573
国債等債券売却損	-	17,309
国債等債券償還損	-	1,091
国債等債券償却	69,992	-
その他の業務費用	4,416	1,172
経費	877,774	924,175
人件費	567,094	587,486
物件費	300,073	306,292
税金	10,606	30,396
その他経常費用	106,202	42,343
貸倒引当金繰入額	94,970	21,268
その他の経常費用	11,231	21,074
経常利益	234,306	278,543
特別損失	7	15
固定資産処分損	7	15
税引前当期純利益	234,299	278,528
法人税、住民税及び事業税	111,551	32,236
法人税等調整額	△ 34,091	22,801
法人税等合計	77,459	55,037
当期純利益	156,839	223,490
繰越金(当期首残高)	12,861	17,178
当期末処分剰余金	169,700	240,669

ご融資した
お金や運用
している国
債等からの
利息収入

お振込など
のサービス
の提供によ
って得た
収入

お預かりし
ているご預
金の利息な
ど

サービスの
提供を受け
た時に支払
った費用

給与等の必
要な営業上
の費用

金庫本来の
利益

期間の最終
利益

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	169,700,787	240,669,121
剰余金処分量	152,522,367	222,529,858
普通出資に対する配当金	12,522,367	12,529,858
特別積立金	140,000,000	210,000,000
(うち経営強化積立金)	30,000,000	50,000,000
繰越金(当期末残高)	17,178,420	18,139,263

会員の皆様
にお支払い
する配当金

令和3年度 財務諸表に関する注記

● 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年~39年 その他 3年~15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
年金資産の額……………1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額……………1,817,887百万円
差引額……………△84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
令和3年3月31日現在 0.0676%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金13百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式になっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 317百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 8百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来

の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 有形固定資産の減価償却累計額 1,326百万円

16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額…………… 34百万円
危険債権額…………… 435百万円
三月以上延滞債権額…………… 一百万円
貸出条件緩和債権額…………… 332百万円
合計額…………… 802百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は212百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産
預け金 100百万円
担保資産に対応する債務
借入金 41百万円

上記のほか、為替決済、収納代理等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100百万円及び預け金1,402百万円を差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額 1,127円07銭

20. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

(単位：百万円)

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による業務運営委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、業務運営委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、業務運営委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び業務運営委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で1,416百万円です。

なお、当金庫では、継続的な検証（バックテスト）により市場VaRに対する計測方法についての妥当性を定期的に分析しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金 ^{(*)1}	12,798	12,821	23
(2)有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	4,396	4,209	△186
満期保有目的の債券	50,680	50,680	—
(3)貸出金 ^{(*)1}	38,056	—	—
貸倒引当金 ^{(*)2}	△317	—	—
	37,738	39,174	1,435
金融資産計	105,613	106,885	1,271
(1)預金積金 ^{(*)1}	101,397	101,409	11
(2)借入金 ^{(*)1}	41	54	13
金融負債計	101,438	101,464	25

(*)1 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*)2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.から25.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^{(*)1}	12
信金中央金庫出資金 ^{(*)1}	439
合 計	452

(*)1 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25. まで同様であります。

●満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	500	502	2
	そ の 他	100	102	2
	小 計	600	605	5
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	100	98	△ 1
	そ の 他	3,696	3,506	△ 190
合 計	4,396	4,209	△ 186	

●その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	310	151	159
	債 券	24,017	23,569	447
	国 債	7,037	6,897	140
	地 方 債	6,238	6,146	91
	社 債	10,741	10,525	216
	そ の 他	6,969	5,988	980
	小 計	31,297	29,710	1,587
	合 計	50,680	50,256	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	73	73	△ 0
	債 券	9,581	9,912	△ 330
	国 債	4,254	4,394	△ 139
	地 方 債	875	895	△ 19
	社 債	4,452	4,623	△ 171
	そ の 他	9,727	10,560	△ 832
小 計	19,382	20,546	△ 1,163	
合 計	50,680	50,256	423	

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	3,175	18	17
国 債	3,175	18	17
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	2,294	115	—
合 計	5,470	133	17

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

26. 運用目的の金銭の信託 該当する事項はありません。

27. 満期保有目的の金銭の信託 該当する事項はありません。

28. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）該当する事項はありません。

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,167百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,260百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

●繰延税金資産

(単位: 百万円)

貸倒引当金	50
退職給付引当金	68
減価償却限度超過額	10
賞与引当金	11
役員退職慰労引当金	7
有価証券評価損	19
そ の 他	41
繰延税金資産小計	209
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 83
繰延税金資産合計	125

●繰延税金負債

(単位: 百万円)

その他有価証券評価差額金	116
繰延税金負債合計	116
繰延税金資産（負債）の純額	8

31. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 0百万円

32. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除してありません。

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる影響はありません。

33. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

●損益計算書の注記

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当り当期純利益金額 35円56銭

3. 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、91,581千円であります。

4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

役員等の報酬体系

●対象役員

報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、理事につきましては理事会の決議により、監事につきましては監事会の協議により決定しております。

なお、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分		金 額
対象役員に対する報酬等の支払総額		121
(内訳)	基 本 報 酬	62
	賞 与	—
	退 職 慰 労 金	59

(注)1.対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む。)

2.退職慰労金は、当期中に支払った退職慰労金(前期以前に繰り入れた引当金を除く)と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

●対象職員等

報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。

2.「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

経営指標

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 益	経 常 収 益	1,309	1,267	1,319	1,400	1,368
	経 常 利 益	276	238	269	234	278
	当 期 純 利 益	155	171	194	156	223
期 末 残 高	預 金 積 金 残 高	87,917	88,063	90,087	98,412	101,397
	貸 出 金 残 高	33,606	32,888	34,205	36,810	38,056
	有 価 証 券 残 高	48,036	50,645	53,191	54,158	55,089
純資産額		7,197	7,374	6,844	6,887	7,084
総資産額		96,458	96,710	98,084	106,272	109,336
出 資	出 資 総 額	317	315	314	314	314
	出 資 総 口 数 (千 口)	6,354	6,319	6,292	6,281	6,285
出資に対する配当金(円)		12,672,528	12,621,390	12,570,601	12,522,367	12,529,858
出資1口当たり配当金(円)		2	2	2	2	2
配 当 率		年4%	年4%	年4%	年4%	年4%
会 員 数 (人)		8,149	8,088	8,014	8,019	8,082
単体自己資本比率		19.99%	20.31%	17.42%	17.94%	17.74%
役員数 (人)		11	11	12	11	11
うち常勤役員数(人)		6	6	7	6	6
職員数 (人)		78	77	74	72	73
うち男性職員数(人)		46	45	42	43	44
うち女性職員数(人)		32	32	32	29	29
平均年齢		36歳6ヵ月	37歳5ヵ月	38歳5ヵ月	39歳5ヵ月	38歳6ヵ月

(注)職員数には、パート、非常勤嘱託及び被仕向の職員は含めておりません。

■資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 り (%)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	101,398	105,845	1,234,559	1,251,959	1.21	1.18
うち貸出金	35,831	37,946	584,440	593,769	1.63	1.56
うち預け金	9,451	13,142	10,885	9,576	0.11	0.07
うち有価証券	55,176	53,668	626,794	634,558	1.13	1.18
資金調達勘定	96,224	100,701	22,576	21,356	0.02	0.02
うち預金積金	96,157	100,626	21,626	20,509	0.02	0.02
うち借入金	51	45	905	799	1.76	1.75

損益の状況

■業務粗利益

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用収支	1,211	1,230
資金運用収益	1,234	1,251
資金調達費用	22	21
役務取引等収支	21	11
役務取引等収益	107	93
役務取引等費用	85	82
その他業務収支	△ 35	3
その他業務収益	39	22
その他業務費用	74	19
業務粗利益	1,198	1,245
業務粗利益率	1.18%	1.17%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
業務純益	324	345
実質業務純益	330	339
コア業務純益	388	338
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	323	223

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭的信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■受取利息・支払利息の増減

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	残高要因	利率要因	合計	残高要因	利率要因	合計
受取利息	88	△ 12	76	143	△ 127	15
うち貸出金	37	△ 16	20	2,517	△ 2,508	9
うち預け金	△ 2	△ 25	△ 28	376	△ 378	△ 1
うち有価証券	54	30	84	△ 2,751	2,758	7
支払利息	0	0	1	△ 0	△ 0	△ 1
うち預金積金	1	0	1	△ 1	0	△ 1
うち借入金	△ 1	0	△ 0	0	△ 0	△ 0

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しています。

経営諸比率

■預貸率

(単位: %)

区 分	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	37.40	37.53
期中平均預貸率	37.26	37.71

(注) 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100

■預証率

(単位: %)

区 分	令和2年度	令和3年度
期末預証率	55.03	54.33
期中平均預証率	57.38	53.33

(注) 預証率=有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100

■職員1人当たり預金貸出金

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度
預 金	1,329	1,351
貸 出 金	497	507

■総資金利鞘

(単位: %)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り	1.21	1.18
資金調達原価率	0.92	0.92
総資金利鞘	0.29	0.26

(注) 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率

■総資産利益率

(単位: %)

区 分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.23	0.26
総資産当期利益率	0.15	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

預金業務

■預金積金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	41,897	44,963
定期性預金	53,981	55,371
(うち固定金利定期預金)	51,184	52,612
(うち変動金利定期預金)	695	654
その他の預金	278	292
合計	96,157	100,626
譲渡性預金	—	—
総合計	96,157	100,626

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度
個人	72,323 (73.5)	74,115 (73.1)
法人	26,089 (26.5)	27,282 (26.9)
(一般法人)	18,357 (18.6)	19,513 (19.2)
(金融機関)	62 (0.1)	55 (0.1)
(公金)	7,669 (7.8)	7,713 (7.7)
合計	98,412 (100.0)	101,397 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

■定期預金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
定期預金	51,723	52,169
固定金利定期預金	51,050	51,547
変動金利定期預金	672	621

融資業務

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
割引手形	172	190
手形貸付	776	803
証書貸付	33,794	35,892
当座貸越	1,088	1,059
合計	35,831	37,946

■貸出金固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
変動金利	12,981	12,581
固定金利	23,828	25,475

■担保別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

種類	貸出金		債務保証見返	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	1,302	1,112	37	41
有価証券	—	—	—	—
不動産	4,370	4,425	8	6
信用保証協会	8,305	8,721	0	—
保証	9,402	9,437	332	340
信用	13,430	14,358	17	—
その他	—	—	—	—
合計	36,810	38,056	395	389

■貸出金残高内訳（業種別・会員別・用途別）

（単位：百万円）（構成比）

	令和2年度	令和3年度
農 業 ・ 林 業	481 (1.3)	442 (1.2)
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業	— (—)	— (—)
鉱 業	— (—)	— (—)
建 設 業	1,703 (4.6)	1,637 (4.3)
製 造 業	2,029 (5.5)	1,938 (5.1)
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,929 (5.3)	1,849 (4.9)
金 融 ・ 保 険 業	8,246 (22.4)	8,735 (22.9)
不 動 産 業	4,468 (12.1)	4,977 (13.1)
運 輸 通 信 業	1,131 (3.1)	1,080 (2.8)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業 等	492 (1.3)	418 (1.1)
サ ー ビ ス 業	4,054 (11.0)	4,253 (11.2)
小 計	24,537 (66.6)	25,334 (66.6)
地 方 公 共 団 体	4,037 (11.0)	4,234 (11.1)
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 等)	8,236 (22.4)	8,487 (22.3)
合 計	36,810 (100.0)	38,056 (100.0)

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸出金の資金用途別内訳

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
運 転 資 金	13,768	14,106
設 備 資 金	23,041	23,949
合 計	36,810	38,056

■住宅ローン・消費者ローン残高

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度
住 宅 ロ ー ン	6,023	6,177
消 費 者 ロ ー ン	3,124	3,266
合 計	9,148	9,443

証券業務

■有価証券残高・平均残高

（単位：百万円）（構成比）

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	平均残高	残 高	平均残高
国 債	14,885 (27.5)	14,742 (26.7)	11,291 (20.5)	11,924 (22.2)
地 方 債	6,889 (12.7)	7,673 (13.9)	7,113 (12.9)	6,888 (12.8)
社 債	16,344 (30.2)	16,742 (30.3)	15,793 (28.7)	16,199 (30.2)
株 式	315 (0.6)	207 (0.4)	396 (0.7)	200 (0.4)
投 資 信 託	7,818 (14.4)	7,887 (14.3)	12,222 (22.2)	10,228 (19.1)
外 国 証 券	7,790 (14.4)	7,824 (14.2)	8,162 (14.8)	8,129 (15.1)
そ の 他 の 証 券	113 (0.2)	98 (0.2)	108 (0.2)	98 (0.2)
合 計	54,158 (100.0)	55,176 (100.0)	55,089 (100.0)	53,668 (100.0)

■商品有価証券残高……………該当ございません。

■有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

	1年以下		1年超 3年以下		3年超 5年以下		5年超 7年以下		7年超 10年以下		10年超		期間の定め のないもの		合 計	
	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 2年度	令和 3年度
国 債	2,415	1,580	2,619	2,676	2,133	430	—	—	—	296	7,717	6,308	—	—	14,885	11,291
地 方 債	603	1,407	3,302	4,100	2,450	204	—	107	319	791	214	502	—	—	6,889	7,113
社 債	1,612	1,813	3,051	3,300	2,336	1,051	652	243	1,852	2,824	6,839	6,559	—	—	16,344	15,793
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	315	396	315	396
投 資 信 託	135	1,744	—	202	2,633	3,181	960	282	2,709	2,303	598	2,033	781	2,475	7,818	12,222
外 国 証 券	400	100	304	603	307	200	203	301	3,502	4,383	3,072	2,571	—	—	7,790	8,162
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	113	108	113	108
合 計	5,167	6,645	9,276	10,884	9,860	5,067	1,816	934	8,384	10,600	18,442	17,975	1,209	2,980	54,158	55,089

■有価証券・金銭の信託の時価等情報

(1) 売買目的有価証券 該当ございません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	社 債	700	711	11	500	502
	そ の 他	1,500	1,529	29	100	102
	小 計	2,200	2,240	40	600	605
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	100	98
	そ の 他	1,796	1,664	△ 132	3,696	3,506
	小 計	1,796	1,664	△ 132	3,796	3,604
合 計	3,996	3,905	△ 91	4,396	4,209	△ 186

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	303	117	185	310	151
	債 券	30,117	29,366	750	24,017	23,569
	国 債	10,180	9,904	276	7,037	6,897
	地 方 債	6,889	6,746	143	6,238	6,146
	社 債	13,047	12,716	330	10,741	10,525
	そ の 他	4,583	4,400	183	6,969	5,988
	小 計	35,004	33,884	1,119	31,297	29,710
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	—	—	—	73	73
	債 券	7,302	7,506	△ 203	9,581	9,912
	国 債	4,705	4,771	△ 66	4,254	4,394
	地 方 債	—	—	—	875	895
	社 債	2,597	2,734	△ 136	4,452	4,623
	そ の 他	7,841	8,314	△ 472	9,727	10,560
	小 計	15,144	15,820	△ 675	19,382	20,546
合 計	50,149	49,705	443	50,680	50,256	423

(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、投資信託及び外国証券等です。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

内 容	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	12	12

(5) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 該当ございません。

(6) 運用目的の金銭の信託 該当ございません。

(7) 満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

(8) その他の金銭の信託 該当ございません。